

次期国民健康づくり運動プランの策定時期及び今後の検討の進め方（案）

1. 現行の計画期間

健康日本 21（第二次）の計画期間は、2013 年度から 2022 年度の 10 年間とされている。

2. 医療費適正化計画等の計画期間

医療・介護を含めた総合的な取組を行うことが可能となるよう、2018 年度より医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業支援計画の見直し時期が一致させられており、2024 年度から次期計画期間が開始される。

3. 検討の進め方

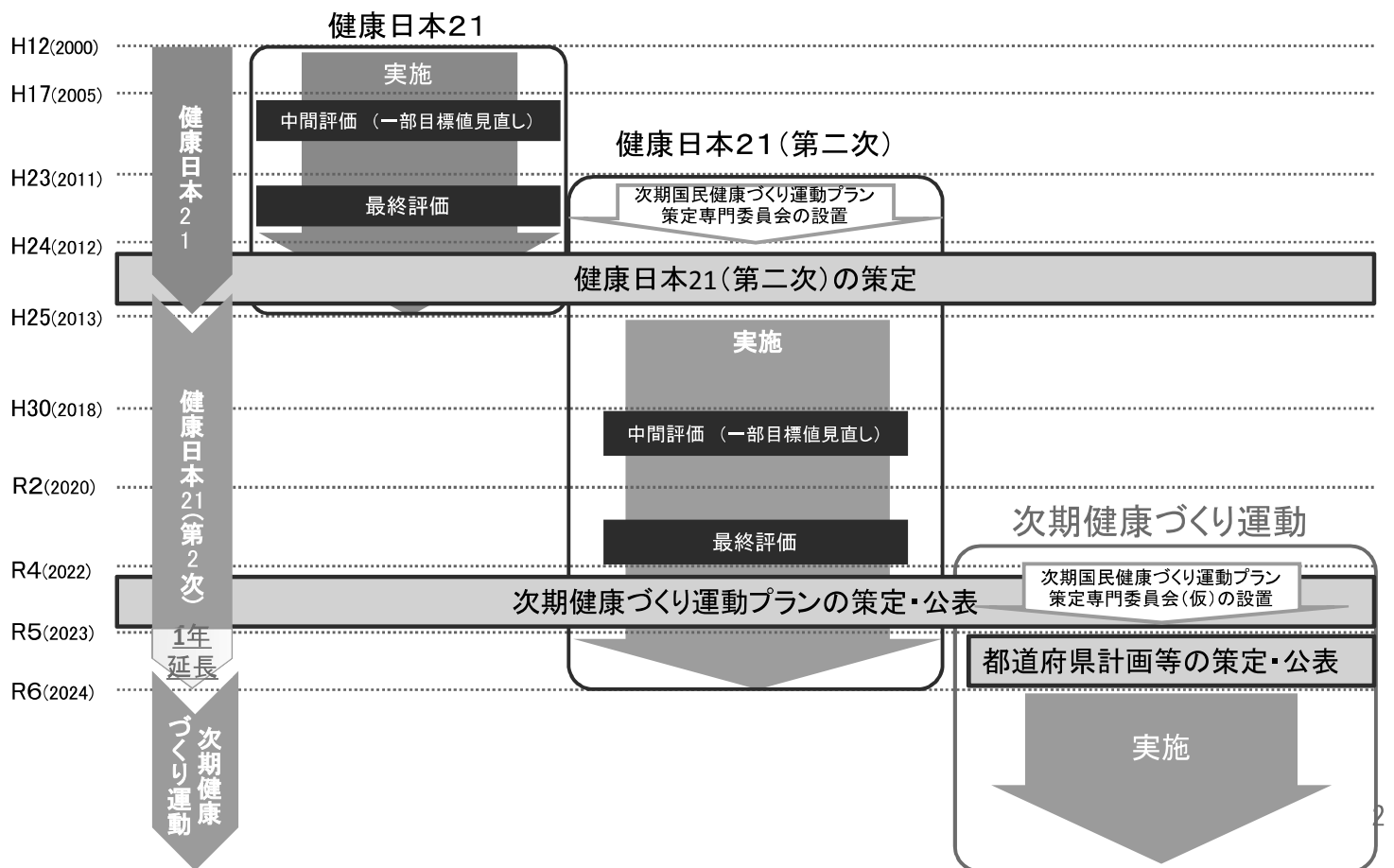
自治体と保険者で一体的に健康づくり政策を運用するために、上記計画と次期国民健康づくり運動プラン（次期プラン）の計画期間を一致させる。また、次期プランの策定後に都道府県等での計画策定のため 1 年程度の時間を確保することとしてはどうか。

具体的には、以下の対応とする。（別紙）

- ・ 2021 年度中に、厚生労働省告示を一部改正し、健康日本 21（第二次）の計画期間を 1 年間延長し、2013 年度から 2023 年度の 11 年間とする。
- ・ 2021 年 6 月頃より健康日本 21（第二次）の最終評価を行い、2022 年夏頃を目途に報告書を作成する。
- ・ 2022 年夏頃より次期プランについて議論を開始し、2023 年春を目途に次期プランを公表する。
- ・ 2023 年度に都道府県等が健康増進計画を策定する期間を設けた後、2024 年度から次期プランを開始する。医療費適正化計画等の計画期間を考慮の上、次期プランの計画期間を設定する。

次期健康づくり運動プランの検討スケジュール(案)

(別紙)



第43回厚生科学審議会 地域保健健康増進栄養部会	資料2
令和3年1月21日	

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の最終評価と

次期「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」策定の進め方(案)

1. 検討の方法

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の最終評価及び次期「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の策定に向けた検討は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において行うこととし、検討に当たっては、既に部会の下に設置されている歯科口腔保健の推進に関する専門委員会(以下「歯科専門委員会」という。)において、部会と連携しつつ、検討状況に応じて専門委員を追加するなどして作業を進める。

2. 検討の内容

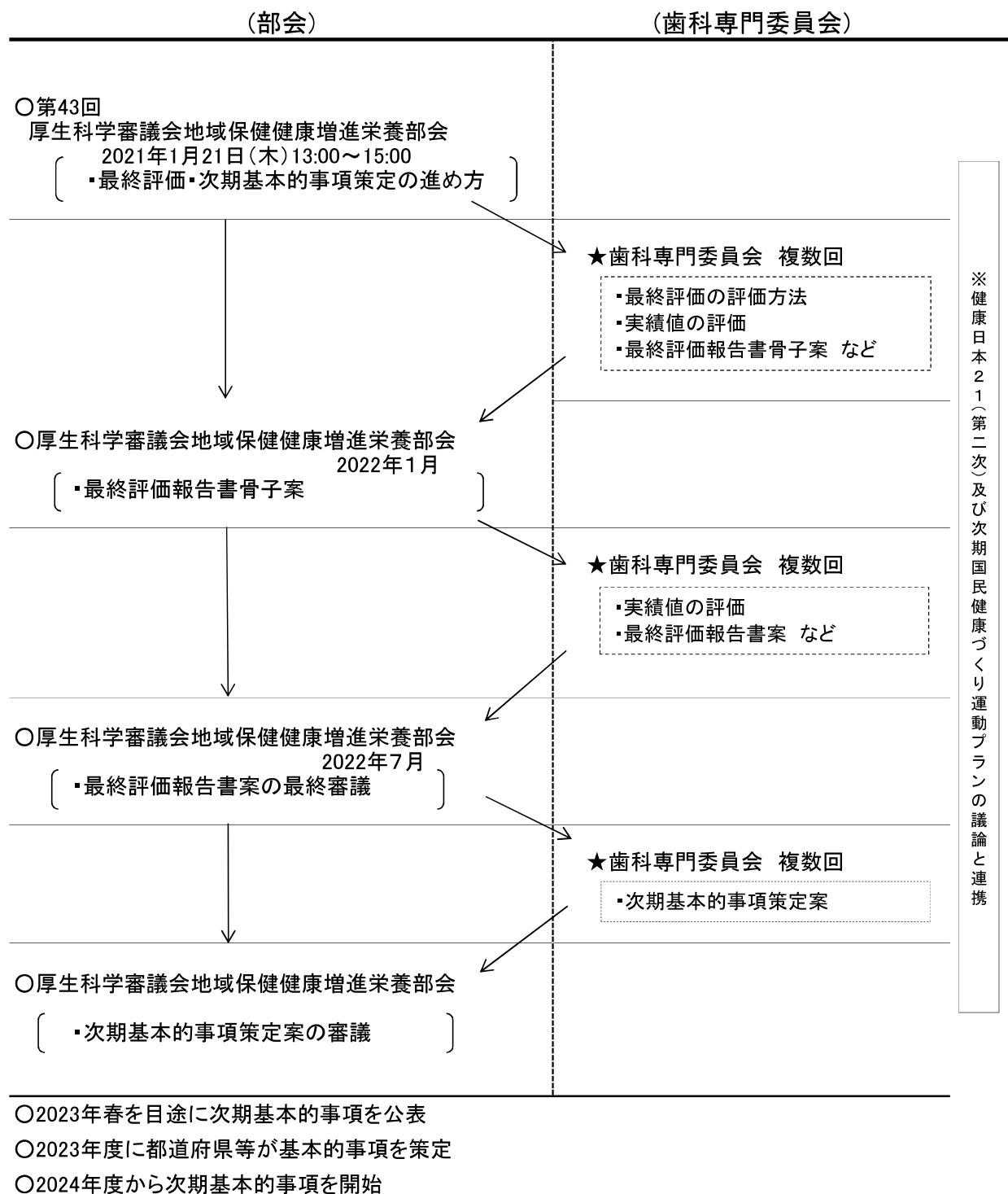
最終評価として、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の各項目における実績値の評価、諸活動の成果の評価を行い、その上で、今後重要度が増し、深刻化することが予測される課題などを見据えて取り組むべき施策を整理し、次期「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の策定を行う。

3. 今後のスケジュール

最終評価については、「健康日本 21(第二次)」の最終評価と連携を図りながら、2022年の夏頃を目途に取りまとめることとする。また、都道府県等の策定する医療計画等の期間と調和を図る観点から、厚生労働省告示の改正により「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の目標・計画について期間を1年間延長し、2023年までとする。2023年度に都道府県等において基本的事項を策定する期間を設け、2024年度から次期「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を適用することとする(別紙)。

(別紙)

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会及び
歯科口腔保健の推進に関する専門委員会の今後の日程(案)



「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」のスケジュールについて(案)

